

消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる  
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

令和6年度

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	340,000 千円
【歳出】	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	4,730,532 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	165,416	28,658	0	4,518	16,456	115,784
	障害者福祉事業	797,662	570,106	0	0	28,288	199,268
	高齢者福祉事業	453,931	37,578	0	37,230	47,124	331,999
	児童福祉事業	1,741,968	755,804	222,500	40,500	89,896	633,268
	小計	3,158,977	1,392,146	222,500	82,248	181,764	1,280,319
社会保険	国民健康保険事業	231,732	121,622	0	0	13,702	96,408
	介護保険事業	423,343	25,416	0	0	49,470	348,457
	後期高齢者医療事業	105,707	76,306	0	0	3,638	25,763
	小計	760,782	223,344	0	0	66,810	470,628
保健衛生	保健衛生事業	684,504	305	35,000	11,849	79,220	558,130
	予防事業	71,484	1,606	0	16,045	6,698	47,135
	母子保健事業	22,603	8,959	0	38	1,700	11,906
	健康増進事業	32,182	1,404	0	57	3,808	26,913
	小計	810,773	12,274	35,000	27,989	91,426	644,084
合計	4,730,532	1,627,764	257,500	110,237	340,000	2,395,031	

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてられるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。